

丹原公民館だより No.427



令和5年

7月

〒791-0508
西条市丹原町池田1711番地1
電話&FAX (0898) 68-6371
E-mail:tanbara-k@saijo-city.jp

丹原地区の人口 (前月比)
男 2,231人 (+1)
女 2,346人 (-5)
計 4,577人 (-4)
世帯 2,175世帯 (-2)
《令和5年5月末現在》



こちらのQRコードから公民館だよりのカラー版がご覧いただけるようになりました。

公民館活動報告と募集

■5月25日(木)■

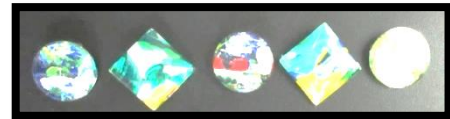
手芸教室
「しあわせフクロウを作ろう」



からむし草の葉っぱでフクロウ家族をつくりました。
葉の表裏の色が違うところをうまく利用して、かわい
いフクロウができました。

手芸教室

「フォトデコアクセサリー作り」



拡大ガラスに絵の具でデザインして
ブローチやペンダントを作ります。

- ◆日 時: 7月27日(木) 午後1時30分～
- ◆場 所: 丹原公民館 研修室1
- ◆講 師: 渡辺八重美先生
- ◆参加費: ブローチ 300円
ペンダント 300円+追加料金

高齢者学級

「みんなが笑えば丹原が元気！
笑いヨガ健康体操とオルガニート」

笑いヨガとは？

「ハハハ」と言いながら体を動かし、深
呼吸と組み合わせた誰にでもできる
健康体操です。

ヨガのポーズは
一切ありません

オルガニートとは？

手回しのオルゴールです。
優しく心をいやす音色で、高齢者
の方も簡単にできます。

- 日時: 7月14日(金)
午後1時30分～3時
- 場所: 丹原公民館 ホール
- 対象: 年齢に関係なくどなたでも
- 講師: えひめ笑いヨガ協会
愛媛県在宅介護研修センター講師
丹下隆清先生

●お申込み・お問い合わせ●
丹原公民館 ☎0898-68-6371



「丹原お楽しみ会」
耳が幸せになる音楽会

生演奏を聴いて耳を幸せにしませんか？
たけのこアンサンブルさんによる生演奏会を
開催します。

演奏する楽器は、
ソプラノ・アルト・
テナー・サクソです

- 日 時: 7月19日(水)
午後1時30分～午後3時
- 場 所: 丹原公民館 1階ホール
- 内 容: 音楽鑑賞と
簡単なリズムあそびをします
- 対 象: どなたでも

●お申込み・お問い合わせ●
丹原公民館 ☎0898-68-6371
西条市包括支援センター丹原
☎0898-35-3427

丹原公民館でも活動している

食生活改善推進員 通称「食改さん」について紹介します！

スローガン：「私達の健康は私達の手で」
サブスローガン：「のぼそう健康寿命 つなごう郷土の食」 現在の会員数は全国で約 12 万人

食生活改善推進員の生い立ち

平成 9 年 食生活改善推進員の養成は、
県から市へ委託されることになった。
平成 17 年 「食育基本法」施行
「食育アドバイザー」を併名
平成 24 年度 男性会員の加入を認める



男性料理教室の参加者、単身男性、
会員のご主人などを誘っていただき、大きな健康の輪が広がり将来の住みよい街づくりに繋がるのが期待されています。

こどもから高齢者まで幅広い世代の「食育」の推進
食事バランスガイドの普及、
地産地消、郷土料理や
行事食、食文化の継承

「食改さん」の会員を募集しています。
詳しくは丹原公民館までお問い合わせください。

食生活改善推進員の役割

目的：バランスのとれた食生活の定着
「家族」、そして「お隣さん、お向かいさん」へと働きかけ、仲間との触れ合いを通じて、地域ぐるみの食習慣づくりを行っています。
★自分の住む地域に愛情と誇りを持ち、「わがふるさと」という意識で活動を進めています。

「西条市 QOL 向上事業教室 (丹原地区)」を開催します

市民の皆様方が、生涯健康であり続け、生活を充実させ、生きがいや楽しみをもって幸福に過ごせるようになるために、生活習慣病の予防、介護予防などに効果的な運動方法(健康体操)をご紹介します。皆様、お誘いのうえご参加ください。

【開催日時】 令和 5 年 **7 月 9 日**(日)
13:00~14:00
(受付 12:45~)

【会場】 丹原公民館 ホール
【対象者】 丹原地区にお住まいの方
医師に運動制限を受けていない方

【参加料】 無料
【定員】 先着30名
【申込先】 本庁スポーツ健康課、各公民館
【締切り】 7月6日(木)必着
【その他】 定員を越した場合はお断りさせていただきます。
当日は運動のできる服装でお越しください。
飲み物・タオルをご持参ください。

【問合せ先】 西条市スポーツ健康課
(TEL0897-52-1255)

婚活イベント

「真夏のスイーツパーティー」を開催します

当日は、1対1でトークをした後にスイーツタイムで交流。好きなスイーツを選んで食べて参加者同士の出会いを楽しんでください。

イベント1週間前から参加者限定のトークルームがオープンし、参加者のプロフィールを確認したり、気になる人にメッセージが送れるのでイベントの短い時間内でも会話がはずみます！

カップルになった方は閉会後にお引き合わせをして連絡先を交換します。

おいしいスイーツを食べて素敵な出会いを見つけてみませんか？

みなさまのご参加お待ちしております♪

今年度 | 回目イベント

日 時 : **8 月 20 日** (日)
時 間 : 13:30~15:30
会 場 : SAIJO BASE 2 階交流チャレンジスペース
(西条市明屋敷 131 番地 2)
対 象 者 : 23~35 歳位までの本市在住・在勤の方
もしくは西条市に移住希望の独身男女
定 員 : 男女各 15 人
参加費 : 2,000 円 (センター支援金 500 円含む)

申込期限 6 月 26 日から 7 月 31 日まで

(ただし、お申込み状況により締切日前に受付終了とさせていただきますので、お早めにお申し込みください)



📧 **申し込みはこちらから**

【問合せ先】
えひめ結婚支援センター東予事務所
0897-47-4853

～毎月 10 日は人権を考える日～

求められる企業の人権への対応

近年、企業の経済活動は地球規模となって、我が国も海外進出する企業が増え、企業活動が世界的に拡大してきました。海外に事務所や工場をもつ企業は増加し、多くの日本国籍を有する方が海外で働いています。その中で、企業はとにかく業績を上げるため自社の利潤追求のみが優先され、倫理観、法令遵守、サプライチェーン上の人権が軽視されるなど、様々な社会問題が表面化しました。特に 1990 年代以降、我が国のみならず先進国のグローバル企業が途上国で事業展開をする際に、強制労働・児童労働・環境破壊など現地で大きな問題を引き起こす事例が多く報道されました。読者の皆様の中にもこのような報道をご覧になった方がいらっしゃると思います。このような事態を受け、私たち消費者をはじめ、労働者、関連企業、取引先、地域社会などの利害関係者から、人権尊重をはじめとする問題に企業が真剣に取り組むことが求められるようになりました。

こうした流れも受けて、国連では平成 10 年に「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」平成 23 年「OECD 多国籍企業行動指針」「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されました。この指導原則は、

- 1 人権を保護する国家の義務
- 2 人権を尊重する企業の責任
- 3 救済へのアクセス

の 3 つを柱とし、国家及び企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重の取組を促すものとなっています。これを受けて政府は令和 4 年「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

なぜ企業が取り組まなければならないのか

- 1 商品等の差別的要素や欠陥による販売停止・事業撤退
- 2 従業員離反による業務停滞・事業停止
- 3 不買運動や罰金、損害賠償請求
- 4 優秀な人材が確保できない
- 5 企業価値の低下

人権侵害の多くは、経営陣や従業員の人権に関する知識・理解不足が原因で起こるケースがほとんどです。企業は社会的責任を果たすためにも新たな人権課題も含めた教育・研修プログラムを提供していく必要があります。これまで上げたリスクを回避することも重要ですが、そのためにだけ取り組むのではなく、人権尊重を目的として取り組んでいくという姿勢が求められています。

食中毒を防ぐ3つのポイント

保健センターだより
西条市中央保健センター
電話 0897-52-1215

菌をつけない



- 調理前、食事前に手洗い
- 調理器具やお皿は洗浄、消毒

菌をやっつける



- 加熱殺菌
(中心部の温度が 75℃で
1分間以上)

菌を増やさない



- 適切な温度で保管
- 調理後は速やかに
食べる

(出典:厚生労働省 HP)

法務局から相続登記に関するお知らせです。



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

※ 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に登記の申請をしなければならないこととされました。

※ なお、この登記申請義務は、令和6年3月31日以前に死亡した人の相続についても適用されます。この場合は、令和6年4月1日から3年以内に登記の申請をしなければならないこととされています。

- ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- ・相続登記義務を簡易な方法で果たすための「相続人申告登記」も新たに設けられます。



お問合せ先

松山地方法務局西条支局 ☎ 0897-56-0188

結婚50周年を迎えられる ご夫婦をお祝いします

対象:昭和48年に結婚したご夫婦
昭和47年以前に結婚し、
今まで届けていないご夫婦

届出方法:届出書を問合せ先へ。
届出期限:8月9日(水)

問合せ先:西条市長寿介護課
(TEL:0897-52-1292)
西部支所 市民福祉課
各サービスセンター

シルバー人材センター新規会員募集

60歳以上のたくさんのシルバー世代が元気に活躍しています。
日々の生きがいに、地域社会への貢献に、空いた時間でOK!
今こそシルバー人材センターで元気に活躍しませんか。
現在特に、送迎等の運転、清掃、スーパーでの軽作業、介護補助のお仕事ができる会員を募集しております。
入会の方法など、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

小松町新屋敷甲496(小松サービスセンター3階)
公益社団法人西条市シルバー人材センター
電話:0898-76-3670

7月の行事予定

日	曜日	行事名	
-	-	サークル定期清掃	時間指定なし
3	月	休館日 丹原校区老人クラブ定例会	13:30~
5	水	さくらんぼルーム 司法書士法律無料相談会 民生児童委員協議会丹原支部	9:00~ 10:00~ 13:00~
9	日	西条市QOL向上事業教室	13:00~
10	月	休館日	
12	水	さくらんぼルーム 食生活改善推進協議会 丹原支部	9:00~ 9:00~
14	金	高齢者学級 「笑いヨガ健康体操とオルガニート」	13:30~
16	日	下町自治会 自主防災訓練	8:00~
17	月	休館日(海の日)	
18	火	振替休館日	
19	水	らくしゅう会「丹原お楽しみ会」 耳が幸せになる音楽会	13:30~
23	日	子ども食堂 (食事時間:11:30~12:45)	9:00~
24	月	休館日	
27	木	女性学級(手芸教室)	13:30~
30	日	上町PTA夏季活動	13:30~
31	月	休館日	